



鳥取県公報

平成18年2月1日(水)
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき 許可をすべき面積の限度 (62) (森林保全課) 1
-----	---

告 示

鳥取県告示第62号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成18年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成18年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	1,058.24
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,601.33
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,695.40
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	705.38
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,693.52
土砂の流出の 防備	鳥 取	鳥取市	196.85
	米 子	米子市	0.24
	倉 吉	倉吉市	61.30
	岩 美	岩美郡岩美町	105.08
	若 桜	八頭郡若桜町	16.10
	智 頭	八頭郡智頭町	14.93
	八 頭	八頭郡八頭町	21.64
	三 朝	東伯郡三朝町	52.51
	湯 梨 浜	東伯郡湯梨浜町	45.14
	琴 浦	東伯郡琴浦町	20.00

	北 栄	東伯郡北栄町	0.14
	大 山	西伯郡大山町	17.15
	南 部	西伯郡南部町	7.16
	伯 耆	西伯郡伯耆町	14.56
	日 南	日野郡日南町	4.18
	日 野	日野郡日野町	16.73
	江 府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高 路	鳥取市高路	13.38
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.97
	本 宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志 津	倉吉市志津	0.30
	栗 尾	倉吉市栗尾	1.82
	大 原	倉吉市大原	0.68
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	8.66
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
	公衆の保健	東部地区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
中部地区		倉吉市及び東伯郡	34.36
西部地区		米子市、西伯郡及び日野郡	8.37